

学校において予防すべき感染症と出席停止について

学校は、生徒等が集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合、大きな影響を及ぼすこととなります。感染症の流行を予防することは、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、生徒等が健康な状態で教育を受けるためにも重要です。

そうしたことから、学校では医師の診断によって、下の感染症に罹患（その疑いも含む）した場合、「出席停止」の措置を受けることができます。

学校感染症による出席停止の手続き（流れ）

- ① 医師により感染症と診断されたら速やかに学校（担任）に報告する。
- ② 医師から指示された期間療養する。
- ③ 療養後登校したら、担任（または保健室）から「学校感染症による出席停止届」をもらう。
- ④ 届は保護者が記入し担任に提出する。

★届の裏面に処方薬の説明用紙または処方薬の袋（写し）を貼って提出してください。医療機関の証明はいりません。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	・インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
【注意】ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※（ <u>その他の感染症の例</u> ） 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎（感染症）、溶連菌感染症（猩紅熱）、流行性嘔吐下痢症、手足口病、伝染性紅斑 など	※条件によって出席停止の措置が考えられる疾患。校長が学校医の意見を聞き第三種の感染症として措置をとることができる

★第2種感染症は、空気感染又は飛沫感染をする感染症で生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる感染症です。（「学校における感染症発生時の対応—第2版—」参考）